

令和3年8月10日

各都道府県総務部長
（人事担当課、市町村担当課、区政課扱い）
各指定都市総務局長
（人事担当課扱い）
各人事委員会事務局長

殿

総務省自治行政局公務員部公務員課長

（公印省略）

地方公共団体における就職氷河期世代等の採用実績等について

就職氷河期世代支援に係る地方公共団体の中途採用については、「地方公共団体における中途採用の取組の推進について」（令和元年12月26日付け総行公第98号）、「就職氷河期世代に対する支援及び男性育児休業の取得促進に関する総務大臣書簡」（令和2年1月23日付け）、「地方公共団体における就職氷河期世代支援に係る中途採用の推進について」（令和2年7月17日付け総行公第112号）等により積極的な取組をお願いしているところです。

地方公共団体における就職氷河期世代等の令和2年度の採用実績等に関し、令和3年3月1日付け事務連絡により調査を行ったところですが、今般、その結果について別添のとおり調査結果を取りまとめましたので通知します。

令和2年度における就職氷河期世代に限定した採用試験による地方公務員の中途採用者数は、当初予定されていた242名を上回る677名であり、就職氷河期世代が受験可能な中途採用試験による同世代の採用者数と合わせると、3,694名となっています（別添1令和2年度概要及び別添2調査結果参照）。受験資格を柔軟に設定する、筆記試験において専門試験を実施せず民間の適性検査を活用するといった工夫が見られたほか、これまでの年齢要件では受験できなかった優秀な人材が採用可能となる、職員の年齢構成の平準化が可能となるといった団体にとっての効果・メリットが指摘されているところです（別添3好事例参照）。

就職氷河期世代の採用については、本通知も参考としていただき、今後とも取組を進めていただきますようお願いいたします。

なお、地方公共団体における就職氷河期世代支援のための採用試験情報については、各団体から提供いただいた情報に基づき、総務省ホームページにおいても公開しておりますが、貴団体の試験情報の周知や他団体における取組の参考に資するため、引き続き、積極的な情報提供をいただきますようお願いいたします。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村に対してもこれらを周知していただくほか、各市区町村においてもより積極的な取組が行われるよう助言をお願いいたします。

なお、本通知については地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システム

を通じて、各市区町村に対して情報提供を行っていることを申し添えます。

本通知は、地方公務員法第 59 条（技術的助言）及び地方自治法第 245 条の 4（技術的助言）に基づくものです。

（参考情報）

○内閣官房就職氷河期世代支援推進室ホームページ

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/shushoku_hyogaki_shien/index.html

○地方公共団体における就職氷河期世代支援を目的とした職員採用試験の実施状況
（総務省ホームページ）

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/koumuin_seido/shushoku_hyogaki_shien.html